

# 中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、中国四国ブロックパラスポーツ指導者協議会という。(以下「本協議会」という)。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、ブロック長の指定したところに置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、中国四国地域のパラスポーツ指導者相互の連携を密にし、指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、活動を促進しパラスポーツの向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) パラスポーツ指導者の資質向上のため、各種講習会・研修会等の開催。
- (2) 指導者相互の情報交換。
- (3) パラスポーツに関する調査・研究及び広報活動。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 組 織

(会 員)

第5条 本協議会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「協会」という)の指導者制度に基づく公認指導者で中国四国ブロックの各都道府県及び指定都市(以下「県等」という)を活動拠点とする公認スポーツ指導者をもって組織する。

2. 県等指導者協議会は、各県・指定都市を活動拠点とする公認指導者で組織する。

(部 会)

第6条 本協議会に、第4条に定める事業を行う為に必要な専門部会を置くことができる。専門部会は、研修、情報、指導、トレーナー、クラス分けの5部会で組織する。

- (1) 専門部会の、部長はブロック長が委嘱する。
- (2) 専門部会は、専門事項について検討し、立案する。
- (3) 専門部会は、必要に応じて部長が招集し、議長となる。
- (4) 専門部会の運営要領については別に定める。

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 若干名

2. 顧問は、本協議会の会員で無くても推薦することができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

2. ブロック長及び監事は役員会において選出する。
3. 副ブロック長は中国地区、四国地区より各1名ブロック長が指名し役員会で承認を受ける。
4. 理事は各県等指導者協議会及び専門部会より推薦された者をブロック長が指名し役員会で承認を受ける。
5. 会計は、ブロック長が指名し役員会で承認を受ける。
6. 監事は理事又は役員を兼ねてはならない。
7. 顧問は、役員会で選出しブロック長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

2. ブロック長は、本協議会を代表し、会務を統轄する。
3. 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、役員会の審議を経て、この会則に定めるところにより、会務を遂行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本協議会の業務執行の状況を監査する。
  - (2) 本協議会の財産の状況を監査する。
  - (3) 監査の結果、本協議会の業務及び財産に関して不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを役員会に報告すること。
6. 顧問は、ブロック長の諮問に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

2. 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 役員に欠員が生じた時は、原則として補充し、その任期は前任者の残存期間とする。
4. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

## 第4章 会議

(会議)

第11条 本協議会の会議は、役員会とする。

(役員会構成)

第12条 役員会は第7条の役員をもって構成する。

(役員会権能)

第13条 役員会は本協議会の最高決議機関であり、次の事項について審議する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) 事業計画及び収支予算の承認。
- (4) 役員選任。
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(役員会の開催)

第14条 役員会は、年1回開催(6月)する。ただし、ブロック長が必要であると認められた場合は、臨時役員会を開催することができる。

2. 役員が必要と認め、書面で役員会の招集を請求したとき。
3. 監事が9条第5項3号の規程に基づいて招集するとき。

(議長)

第15条 役員会の議長はブロック長が行う。

(議決)

第16条 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

## 第5章 会計

(資産・活動費)

第17条 本協議会の会計は、協会から交付される助成金及びその他の収入を以て充てる。

2. 県等指導者協議会及び専門部に交付する助成金等活動費については別に定める。

(会計年度)

第18条 本協議会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第6章 会則の変更

第19条 本会則は役員会の3分の2の同意をもって変更する。

## 附 則

1. この会則は、昭和63年11月27日より施行する。
2. 平成 3年12月 1日 第2章、第5条 改定(新設)
3. 平成 5年12月 4日 第3章、第6条(2) 改定
4. 平成 9年11月30日 第5章、第12条ならびに細則 改定
5. 平成11年11月28日 第3章、第6条 改定
6. 平成14年11月30日 一部改定
7. 平成21年 6月29日 一部改定
8. 平成24年 6月25日 一部改定
9. 平成26年 7月 7日 一部改定
10. 平成30年 6月30日 一部改定
11. 令和 3年 6月28日 一部改正
12. 令和 5年 4月 1日 一部改正
13. 令和 6年 4月 1日 一部改正

## 細 則

1. 推薦は、パラスポーツを長年にわたり指導・経験したもの及びパラスポーツ指導に関する学識経験者を推薦することができる。
2. 県等は、本協議会会則に準じ、運営に必要な会則をもつことができる。